

製薬・医療機器等関連事業者の訪問ルール

1. 予約制について

予約のみ対応とし、予約のない医師および職員への面会不可とする。

2. 訪問予約方法

① 訪問予約について(医師と面会希望の場合)

訪問希望者事業者は、訪問予約予定日の 5 日前(土・日・祝日除)までに、事業者訪問予約申請書(別紙様式 3)を FAX または Mail で、下記まで申し込みする。

当院担当者は、申請受付後 2～3 日以内に、FAX または Mail にて返答する。

担当窓口:医局

訪問予約申し込み対応時間:平日 13 時～16 時

F A X :0285-83-8790

M a i l :hrchikyoku@haga.jrc.or.jp

② 訪問予約について(医師以外の職員と面会希望の場合)

訪問希望者事業者は、事前に訪問希望職員と訪問予約する。

担当窓口:各部署

③ 訪問日

訪問日は、原則:平日とする。なお、定められた場所以外の訪問活動は禁止。

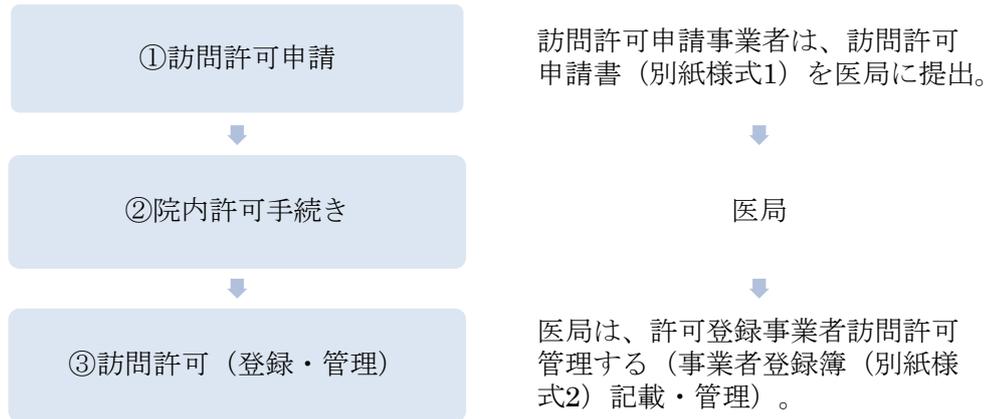
④ セキュリティエリア内における注意事項

- 職員誘導により、事業者がセキュリティエリア内進入した場合、面会等終了後速やかに同エリアから退出すること。

3. フローチャート

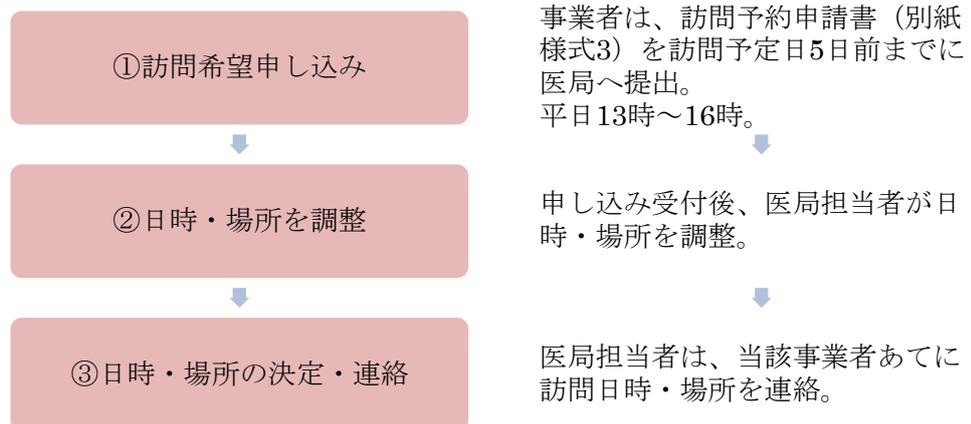
① 訪問許可申請(事業者が医師への訪問活動を希望する場合)

医師以外職員に訪問申請する場合は、直接担当部署に問い合わせる。



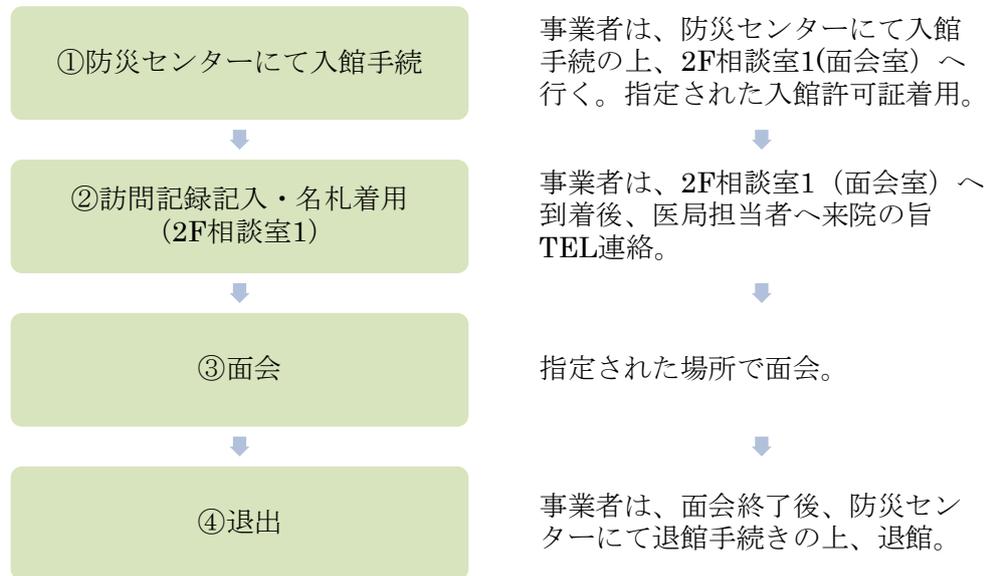
② 訪問予約(事業者が医師への訪問活動を希望する場合)

訪問許可された事業者のみが、訪問予約可。



* 事業者と医師間において、直接調整し、アポイントを取ることを妨げない(2回目以後の面会など)。

③ 訪問時(事業者が医師と面会する場合)



④ 訪問時(事業者が医師以外職員と面会する場合)

